

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「百分の百十二・五以上百分の百八十五」を「百分の百十七・五以上百分の百九十五」に、「百分の百三十六・五以上百分の二百二十五」を「百分の百四十一・五以上百分の二百三十五」に改め、同項第二号中「百分の百一以上百分の百十二・五」を「百分の百六以上百分の百二十七以上百分の百四十一・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十九・五」を「百分の九十四・五」に、「百分の百九・五」を「百分の百十四・五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、令和元年十二月一日から適用する。